

入札説明書

和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却に係る一般競争入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

1 入札公告の日

令和8年6月24日（水）

2 入札に付する事項

- (1) 件名 和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却
- (2) 履行場所 入札公告1の(2)のとおり
- (3) 履行期間 入札公告1の(3)のとおり
- (4) 概要 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり

4 担当部局

和歌山市湊1342番地3

和歌山市市民環境局環境部青岸清掃センター

電話番号 073-428-4153

FAX番号 073-424-5389

5 競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札に参加を希望する者は、入札公告及び仕様書に定める要件を満たし、確実に履行可能である場合に限り、入札公告2に掲げる入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告3の(3)に掲げる提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者並びに資格確認により入札参加資格を有しないと認められた者は、本件契約に係る入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ①申請書（別記様式第1号（その1））
- ②小売電気事業者の登録を受けていることを証する書類の写し
- ③和歌山市に対し納付すべき市税に未納がないことを証する書類
- ④消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類
- ⑤履歴事項全部証明書
- ⑥印鑑証明書
- ⑦役員等調書及び照会承諾書
- ⑧申請時の直近2か年分に係る事業年度における決算を明らかにする書類

(2) 申請書様式等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

入札公告3の(3)のとおり

(4) 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記4に同じ。

(5) 確認資料の作成方法

確認資料は次のとおり作成し、申請書に添付すること。

ア 和歌山市に対し納付すべき市税に未納がないことを証する書類

和歌山市に対し納付すべき市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

和歌山市に対し納付すべき市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

イ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書（様式その3の3）を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 履歴事項全部証明書

本店の所在地を管轄する登記所（法務局、地方法務局等）が発行する「履歴事項全部証明書」で、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。（「現在事項全部証明書」ではありません。）

エ 印鑑証明書

本店の所在地を管轄する登記所（法務局、地方法務局等）が発行する印鑑証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

オ 申請時の直近2か年分に係る事業年度における決算を明らかにする書類

直近2年分の決算時における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等を提出すること。

(6) 競争入札参加資格確認通知

資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して8日（休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(7) 入札参加資格を有しない場合の理由の説明

資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、入札参加資格を有しないと認めた理由について、次のとおり文書により説明を求めることができる。

ア 提出期限

上記5の(6)の競争入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を含む。）後の午後5時まで。

ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。

イ 提出場所

上記4と同じ。

ウ 提出方法

持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限り。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(8) 競争入札参加資格の喪失

資格確認により競争入札参加資格を有すると認めた者が次のいずれかに該当するときは、本件契約に係る競争入札参加資格は喪失する。

ア 入札公告2に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき。

(9) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書及び確認資料の差替え及び再提出は認めない。

6 入札に関する質問方法等

(1) 質問方法 電話等により行うものとする。

(2) 受付期間 本公告の日から令和8年7月8日(水)までの午前9時から午後5時まで
ただし、休日等を除く。

(3) 問合せ先 上記4に同じ。

7 仕様書に関する質問方法等

(1) 質問方法 文書(FAX・持参等)により行うものとする。

(2) 受付期間 本公告の日から令和8年7月8日(水)までの午前9時から午後5時まで
ただし、休日等を除く。

(3) 問合せ先 上記4に同じ。

8 入札(現場)説明会

入札公告3の(5)のとおり

9 入札(開札)等

(1) 担当部局

上記4に同じ。

(2) 入札(開札)の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告3の(6)のとおり

10 入札の方法

(1) 入札執行場所へ入室しようとするときは、上記5の(6)の競争入札参加資格確認通知書を入札担当職員に提示すること。

(2) 入札書を本市の指定様式により作成し、記名押印の上、入札(開札)の日の当日、所定の入札(開札)の開始時刻までに持参し、入札箱に投入すること。なお、郵便、信書便又は電送による入札は認めない。また、入札(開札)の開始時刻後における入札執行場所への入室は認めないため、本件契約に係る入札に参加することができない。

(3) 代理人が入札を行う場合は、入札時に入札権限を委任された旨を記載した委任状を作成し、提出すること。

(4) 代理人が入札を行う場合の入札書は、入札参加者本人の住所及び氏名の下に代理者名を記載し、必ず委任状と同一の印鑑を押印すること。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(6) 入札書に記載する金額については、入札者が見積もった単価と本市が示す予定売却電力量に従って計算した総額により行うものとする。

(7) 入札金額内訳書に記載する単価は、予定売却電力量に対する電力料金の契約希望単価(0.01円単位で設定する1kWh当たりの単価。ただし、料金の設定区分に応じて単一の単価とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)に記載すること。なお、入札金額の根拠となる入札金額内訳書(別紙)は、入札書の後ろにホッ

チキス止めを行い、割印して提出すること。契約希望単価は発電側課金を含まないで設定すること。

1 1 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われないような状態をもたらすこと。
 - (2) 他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。
- また、入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に反する入札
- (9) 入札参加申込時に届出した印鑑と異なる印鑑を押印した入札書による入札

1 3 再度の入札

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもって再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。
- (2) 上記1 2の(1)、(2)又は(6)から(8)までに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

1 4 入札の取りやめ等

入札の執行前において、不正な行為により入札が行われる恐れがあると認められたとき又は天災等の不可抗力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。

1 5 落札者の決定方法

落札者は、入札予定価格以上の額で最高の価格を提示した者とする。最高の価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

開札の結果、最高入札価格が入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

1 6 契約書等の提出

落札者は、本市指定の契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により契約担当課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

17 異議の申立

入札をした者は、入札後、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

(1) 前払い制度

入札公告4の(1)のとおり

(2) 部分払い制度

入札公告4の(2)のとおり

(3) 議会の議決

入札公告4の(3)のとおり

(4) 入札保証金

入札公告4の(4)のとおり

(5) 契約保証金

入札公告4の(5)のとおり

(6) 最低制限価格の設定

入札公告4の(6)のとおり

(7) 契約書作成の要否

入札公告4の(7)のとおり

(8) 入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに本説明書に記載する「入札の無効」に抵触する入札は無効とする。

(9) 手続きにおける交渉の有無

無し

(10) 契約に係る特約事項

無し